

# IMS 明理会東京町田病院

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第 1 条 医療法人財団 明理会 鶴川サナトリウム病院が開設する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態・要支援状態にある者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 1 医療法人財団 明理会 鶴川サナトリウム病院が実施する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者・要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態・要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、残存した心身機能・動作能力の維持・回復を図り自立した日常生活を営むことが出来るように、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行います。
- 4 指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効におこなうよう努めるものとする。
- 5 指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所への情報提供を行う。

(名称及び所在地)

第 4 条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人財団 明理会 IMS 明理会東京町田病院
- (2) 所在地 東京都町田市真光寺町 197 番地

(従業者の職種、職員数及び職務内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師

常勤医師が1名以上

医師は、指定訪問リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成すると共に、指定訪問リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(3) その他従業者

① 理学療法士

2名

② 作業療法士

0名

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日:月曜日から土曜日

② 営業時間:午前 9:00～午後 5:00 まで

※祝日の対応については要相談

(指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第7条 実施する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは次の通りとする。

(1) 目的

① 症状・障害の観察

② リハビリテーション

③ 褥瘡の予防・処置

④ 精神・心理的の援助

⑤ 療養生活や介助方法の指導

⑥ 清潔、食事、排泄等の日常生活の援助等

(2) 内容

要支援状態・要介護状態となった場合において、残存した心身機能・動作能力・回復を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行う。

(指定訪問リハビリテーションの利用料金)

第8条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、負担割合証の割合に準ずる額(1割～3割)とする。

(1) 訪問リハビリテーション費

- ① 時間が、20分の場合  
単位数 308、法定利用料 3,351 円
- ② 時間が、40分の場合  
単位数 616、法定利用料 6,702 円
- ③ 時間が、60分の場合  
単位数 924、法定利用料 10,053 円

(2) 予防訪問リハビリテーション費

単位数 298、法定利用料 3,242 円

(3) リハビリテーションマネジメント加算

- ① リハビリテーションマネジメント加算 (イ)  
単位数 180/月、法定利用料 1,958 円
- ② リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)  
単位数 213/月、法定利用料 2,317 円
- ③ リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)  
単位数 450/月、法定利用料 4,896 円

(4) サービス提供体制加算 I

単位数 6/回、法定利用料 65 円

(5) 移行支援加算

単位数 17/日、法定利用料 184 円

(6) 短期集中リハビリテーション実施加算

単位数 200/日、法定利用料 2,176 円

(7) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

単位数 240/日、法定利用料 2,611 円

(8) 退院時共同指導加算

単位数 600/回、法定利用料 6,528 円

※上記より、9割分徐した額(1割)・8割分徐した額(2割)・7割徐した額(3割)で計算する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 1 通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域より片道 3kmを越えて1kmにつき 100 円/回。

有料駐車場を利用した場合、実費を負担。

- 2 介護保険支給限度額超過は10割負担となり、営業時間内30分毎に1,000円(15分超過から適応)・営業時間外30分毎に2,000円となる。
- 3 その他日常生活で係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者の家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 利用者の希望により支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨を文章に署名を受ける。

(通常の事業の範囲)

第 10 条 東京都町田市 真光寺町・真光寺1丁目・2丁目・3丁目・鶴川1丁目・鶴川2丁目・鶴川3丁目・鶴川4丁目・鶴川5丁目・鶴川6丁目・広袴町・広袴1丁目・広袴2丁目・広袴3丁目・広袴4丁目・野津田町・大蔵町・小野路町・金井2丁目・金井4丁目・金井5丁目・金井6丁目・金井7丁目・金井8丁目・能ヶ谷1丁目・能ヶ谷2丁目・能ヶ谷3丁目・能ヶ谷4丁目・能ヶ谷5丁目・能ヶ谷6丁目・能ヶ谷7丁目・薬師台1丁目・薬師台2丁目・薬師台3丁目・三輪町・三輪緑山1丁目・三輪緑山2丁目・三輪緑山3丁目・三輪緑山4丁目  
東京都稲城市 平尾1丁目・平尾2丁目・平尾3丁目  
東京都多摩市 永山4丁目・永山5丁目・永山6丁目・永山7丁目・諏訪2丁目・諏訪3丁目・諏訪4丁目・諏訪5丁目・諏訪6丁目・南野1丁目・南野2丁目・貝取3丁目・貝取4丁目・豊ヶ丘4丁目・豊ヶ丘6丁目・聖ヶ丘4丁目・聖ヶ丘5丁目  
神奈川県川崎市麻生区 栗木1丁目・栗木2丁目・栗木3丁目・栗木台1丁目・栗木台2丁目・栗木台3丁目・栗木台4丁目・栗木台5丁目・黒川・栗平1丁目・栗平2丁目・白鳥1丁目・白鳥3丁目・五カ田2丁目・五カ田3丁目・片平2丁目・片平3丁目・片平4丁目・片平5丁目・岡上

(相談・苦情処理)

- 第 11 条 1 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

- 第 12 条 1 従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 3 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 4 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、以下の必要な措置を講じる。
  - ① 虐待防止に関する責任者を選定
  - ② 成年後見制度の利用を支援
  - ③ 苦情解決体制の整備
  - ④ 事業者に対する虐待防止を普及啓発するための研修の実施
- 6 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの定驚により事故が発生した場合、以下の必要な措置を講じる。
  - ① 市町村・家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡
  - ② 必要な措置  
賠償が発生した場合、損害賠償を速やかに行う

#### (衛生管理等)

- 第13条 1 事業所は、設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療用具等の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生又はまん延しないように次に各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防まん延防止のための研修及び訓練を定  
期的に実施する。

#### (個人情報保護)

- 第14条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が知り得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。また、退職した後においても開示、漏洩及び使用しないものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第15条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントについて)

- 第17条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。
  - 1 介護サービス支援において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要なかつ相当な範囲を超える下記の行為としては、契約を解除するものとする。
    - (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
    - (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
    - (3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、ご利用者及び家族等が対象です。
  - 2 ハラスメント事案が発生した場合、鶴川サナトリウム病院ハラスメント委員会が、同時案が発生しない為の再発防止策を検討するものとする。
  - 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施するものとする。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めるものとする。
  - 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約解除等の措置を講じるものとする。

(地域との連携)

- 第18条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の提供を行うよう努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第19条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、「重要事項を記した文章」を交付して説明を行ない、利用申込者の同意を得る。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 1 事業所は、全ての訪問リハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修採用後6ヶ月以内

② 継続研修年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会が定めるものとする。

<付則> この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から改訂施行する。

この規程は令和3年4月1日から改訂施行する。

この規程は令和4年4月1日から改訂施行する。

この規程は令和5年4月1日から改訂施行する。

この規程は令和6年6月1日から改訂施行する。

この規程は令和7年4月1日から改訂施行する。

この規程は令和8年4月1日から改訂施行する。